

酒田市建設工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による建設工事の検査について必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類等)

第2条 検査の種類は、完成検査、一部完成検査、出来形検査及び中間検査とする。

- 2 完成検査は、建設工事が完成した旨の届出があったときに行う。
- 3 一部完成検査は、建設工事の指定した部分が完成した旨の届出があったときに行う。
- 4 出来形検査は、建設工事の完成前に当該建設工事の既済部分について、受注者から契約による部分払の請求があったときに行う。
- 5 中間検査は、建設工事の施工中途において必要に応じて行うものとし、その運用については、別紙1によるものとする。

(検査を行う職員)

第3条 検査は、酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第13条の規定による検査職員（以下「検査員」という。）が実施する。

第4条 建設工事について酒田市契約規則第35条の規定による建設工事契約約款第10条に基づき指定された職員（以下「監督職員」という。）は、当該建設工事について検査を行うことができない。

(検査の立会い)

第5条 検査をするときは、受注者のほか、監督職員又は酒田市契約規則第2条の規定による事務担当職員（以下「契約担当者」という。）が指定する職員が立ち会わなければならない。この場合において、立会者は検査員の指示に従わなければならない。

(検査の準備等)

第6条 当該工事を所掌する課等の長（以下「工事担当課長等」という。）は、受注者から完成通知書又は一部完成通知書の提出があったときは、速やかに当該工事契約を所掌する課等の長（以下「契約担当課長」という。）に対し、工事検査依頼書（様式第1号）又は口頭で、検査日程を調整し、完成通知書又は一部完成通知書及び完成写真その他必要な設計図書を添えて検査の依頼をしなければならない。

- 2 工事担当課長等は、出来形検査又は中間検査を行う必要がある場合は、契約担当

課長に対し、工事検査依頼書（様式第1号）又は口頭で、検査日程を調整し、工事写真その他必要な設計図書を添えて検査の依頼をしなければならない。

- 3 工事担当課長等は、県の職員の立会いを要する公共事業に係る検査を依頼する場合は、当該機関の職員の立会いを要請するなど、必要な手続きを講じなければならない。
- 4 工事担当課長等は、当該工事の関係職員及び監督職員に対し、検査の実施に必要な書類等の準備を命ずるとともに、受注者に対しては検査に要する人員、器材等の準備をさせなければならない。

（検査の方法）

第7条 検査は、建設工事請負契約書、図面、仕様書その他の関係書類に基づき、別に定めるところにより実地について行うものとする。

第8条 検査員は、厳正に検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。

- 2 検査員は、必要があると認めた場合には、破壊又はその他の特殊な方法により出来形の適否を検査するものとする。ただし、破壊の方法による場合は、破壊の程度は必要最少限にとどめなければならない。
- 3 検査員は、検査の対象となる建設工事の内容並びに当該工事に係る契約条項及び仕様書等を熟知しておかなければならない。

第9条 検査員は、検査上必要があると認めるときは、受注者又は関係職員に対し、書類、記録その他の物件の提出又は説明を求めることができる。

- 2 検査員は、第7条の規定により別に定める基準に基づき、監督職員又は受注者に対し、設計、施工技術等について指導又は指示をすることができる。

（検査報告）

第10条 検査員は、検査を終了したときは、その結果を、検査復命書（様式第7号）により速やかに酒田市長へ報告しなければならない。

- 2 検査員は、検査の結果合格と認定したときは、完成通知書に検査年月日を記入して署名押印しなければならない。

（復命書の処理）

第11条 検査員は検査実施後、検査復命書（完成通知書、完成写真、その他必要な図書を添付。）を作成し、契約担当課長の決裁後、工事担当課長等へ送付する。

（軽微な手直し）

第12条 検査員は、検査の結果、工事の出来形、内容が設計図書に照合し不完全な箇所がある場合において、その状況が軽微であるときは、合否の判定を一時保留

し、工事の手直しを命じるものとする。

- 2 前項に規定する「その状況が軽微であるとき」とは、別紙2に掲げる例によるものとする。
- 3 第1項の命令は、手直し内容及び手直し期限を定めて、工事手直し要求書（様式第2号）により契約担当者を経由して行うものとする。
- 4 検査員は、第3項の手直しを命じる場合は、その内容及び期限について、監督職員及び受注者と協議して決定するものとする。
- 5 受注者は、期限内に工事の手直しが完了したときは、速やかに工事手直し完了届（様式第3号）を提出しなければならない。
- 6 前項により手直し完了の報告を受けた場合は、その部分について再検査を行わなければならない。この場合、原則として当該工事の検査に当たった者が行うものとする。
- 7 前項の再検査により手直しの完了を確認したときは、検査復命書にその結果を記載し、工事手直し確認書（様式第4号）とともに契約担当者に報告するものとする。

この場合においては、手直しの完了をもって工事の完成とみなす。

- 8 再検査において手直しの完了が確認できず、更に手直しを行い手直し期限内に完了した場合は、第5項の規定を準用する。
- 9 手直し期限までに完了しない場合には当該工事を不合格とする。ただし、あらかじめ部分引渡しを受けた部分にあつては、これを除くものとする。

（不合格の処理）

- 第13条 検査員は、検査の結果不合格と認定したときは、その内容を附して契約担当者に報告しなければならない。
- 2 契約担当者は、前項の報告を受けた場合は必要な措置を講じなければならない。
 - 3 契約担当者は、補修又は改造により工事の目的を達成することができると認めるときは、工事手直し請求書（様式第5号）により受注者に手直しを命じ、工事手直し請書（様式第6号）を徴するものとする。
 - 4 前項の規定により手直しを命じた部分の検査は、完成検査の例により行うものとする。

（委託検査）

- 第14条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事のうち検査を必要とする検査及びその他これらに類する建設工事の検査についても、この要綱を準用する。

(業務委託の検査)

第 15 条 設計、測量及び調査その他の請負に係る検査については、この要綱に準じて行うものとする。

ただし、成績評定及び検査復命書の作成は、省略することができる。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

中間検査の運用

中間検査対象及び時期について、下記のとおりとする。

1. 完成検査時に出来形、品質の確認が著しく困難になると予想される場合
 - ① 埋設される構造物の埋め戻し前
 - ② 橋台、橋脚等の重要構造物の基礎杭等完了時
 - ③ 橋梁上部工を施工することにより確認が困難となる橋梁下部工
 - ④ 貯・配水施設で水張により完成検査での内部確認が困難になる場合
 - ⑤ 仮設物を撤去すると完成検査が困難になる場合
 - ⑥ その他、上記に類する場合

2. 工程上必要と認められる場合
 - (1) 年末並びに年度末等の工事
 - ① 積雪等により完成検査時に主たる工種の出来形確認が困難となる工事は、降雪前に、概成にて完成検査に準じる中間検査を行う。
 - ② 主たる工種は完了しているが、細部取付や付帯施設の完成までには時間を要し、全体完成が12月、3月に至るものは、主たる工種について完成検査に準じる中間検査を行う。

 - (2) 営繕工事、プラント工事
 - ① 建築工事については建築物の基礎工事完了及び躯体完了時
 - ② 建築設備工事については、躯体完了時及び主要機器搬入完了時
 - ③ 上記に類する工事

3. 契約上必要と認められる場合
 - ① 債務負担行為に基づく契約のうち、工事期間が24ヶ月以上にわたるもの。なお、検査は現場施工着手の日から12ヶ月につき1回以上行うものとする。
 - ② 酒田市契約規則第35条の規定による建設工事契約約款第35条に規定する部分使用する場合。

4. 複数回にわたる中間検査の取扱い

中間検査要件に複数回該当する工事については、予め契約担当者との協議により、中間検査の一部を監督職員の段階確認とすることができる。ただし、同一箇所、同一工種、同一の中間検査要件を原則とする。

- ① 面的または線的に連続性のあるものは同一箇所として扱う。
- ② 協議により段階確認とした場合の当該対象範囲の確認は、通常監督業務内での段階確認で足りるものとする。

5. 中間検査と出来形検査の取扱い

施工中途に出来形検査を行う場合は、当該部分について中間検査を兼ねて行うことができる。この場合、完成検査時に中間検査で確認した部分を省略することにより、完成検査の効率的な実施が図られることとなる。

工事手直要求書による指示の具体例

管理基準から一部はずれている場合、一部が効用をなしていない場合

例・吹付け厚さが部分的に足りないので、増し吹きが必要

- ・ガードレールの設置高さが一部基準と合わない
- ・コンクリート構造物に大きな豆板（空洞化）が出来ている（表面の荒れ程度ではない）
- ・一部埋め戻しの転圧不足
- ・排水構造物の設置高さの一部不良
- ・木コン多数の埋め忘れ
- ・収縮クラックの補修（検査時点でクラック調査が完了しているもの）
- ・クラック調査の指示（クラックが発生し、検査時点でクラック調査が行なわれていないもの及び調査内容が不十分なもの）
- ・建築工事のコンクリートの一部打設不良（ジャンカ等）
- ・広範囲なタイル、石等の浮き
- ・多数の建具の開閉調製不良、金物の未調整
- ・木造接合部の緊結不良（広範囲）
- ・その他これらに類するもの